

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料には退職(失業)による特例免除があります

■特例免除のメリット

- ①保険料の全額が免除された期間についても、保険料の全額を納付した場合の年金額の2分の1が支給されます。
- ②病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間は支給対象とされます。
- ③本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます(配偶者、世帯主に一定以上の所得がある場合は保険料が免除されない場合があります)。

■手続きの方法

申請する年度または前年度に退職(失業)された方は「国民年金保険料免除申請書」を役場住民生活課戸籍年金班に提出してください。この特例免除は配偶者、世帯主が退職された場合にも対象となります。

■申請書の配布場所

役場住民生活課窓口または大曲年金事務所窓口

■手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書等)
- ②認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③失業していることが確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

■追納のおすすめ

国民年金には追納という制度があり、10年以内であれば免除を受けた期間の保険料を納めることができます。追納することで、その期間が老齢基礎年金の年金額に算入されます。ただし、免除が認められた翌年度から起算して3年目以降は当時の保険料に加算金が付きましますので、お早めに納付されることをおすすめします。

問い合わせ 住民生活課 戸籍年金班 ☎0187-84-4903

なるほど上下水道 No.47 飲む上水道・流そう下水道

★水環境保全について★

こんにちは。ハリーちゃんです。水環境を守るため、町では様々な取り組みを行っています。今回はその中の「水環境保全プロジェクト」で計画している合併浄化槽の設置事業と、水質環境保全事業についてお知らせします。

はじめに、合併浄化槽を設置するとどんな効果があるのでしょうか。合併浄化槽は水洗トイレや台所、お風呂場や洗濯で使われ汚れた水を処理して、きれいな水を川に放流するので、水環境の保全に大変役立ちます。8月は蚊やハエがたくさん飛び回る季節ですね。きれいな水を放流すれば、蚊やハエの発生を防ぐことにもつながるんですよ。

今後、住宅の新築や増改築だけでなく、リフォームによりトイレの水洗等をお考えの方は合併浄化槽設置補助金をぜひご利用ください。すでに設置している方は、水質検査を受けて水質環境の保全にご協力よろしくお願いしますね。

では、設置した後はどうしたらよいのでしょうか。定期的な維持管理のほか、浄化槽法で定められた水質検査を毎年1回必ず受けなければなりません。この検査により浄化機能が十分発揮されているか確認できるわけです。この水質検査料金の補助が、水質環境保全費補助金です。

★水道・下水道加入推進中★ 問い合わせ 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

8月の健診カレンダー

会場 / 美郷町保健センター(旧六郷保健センター)
問 / 福祉保健課 健康対策班(美郷町保健センター内) ☎0187(84)4900

内容	日時	対象
4ヶ月児健診	8月27日(金) 受付 / 12:30 ~ 12:45	平成22年4月生まれ
7ヶ月児健診	8月20日(金) 受付 / 12:30 ~ 12:45	平成22年1月生まれ
10ヶ月児健診	8月27日(金) 受付 / 12:45 ~ 13:00	平成21年10月生まれ
1歳6ヶ月児歯科健診	8月11日(水) 受付 / 12:30 ~ 13:00	平成20年12月~平成21年1月生まれ
ポリオ予防接種	8月6日(金) 受付 / 12:30 ~ 13:15	<1回目>平成21年10月~平成22年1月生まれ <2回目>平成21年4月~平成21年9月生まれ
母子手帳交付	毎週火曜日(祝祭日を除く) 受付 / 9:30 ~ 11:30	*交付希望の方は事前に健康対策班にご連絡ください。



響きあい 共に育つ 「人づくり」

「成人式事業」8月15日(日)
美郷町公民館にて開催!



対象：平成元年4月1日~平成2年4月1日生まれ

新成人が刺激を受け、仲間とともに地域に根ざした活動をするきっかけづくりを目的として毎年開催しています。今年は「感謝~ありがとう~」をテーマに、実行委員達が主体となり準備を進めています。

★実行委員の様子★



1回目の顔合わせ



高校時代撮影



職場撮影

新成人の幼少時代から現在に至るまでの姿を当日、放映する予定です

~新成人のお越しを、心からお待ちしております~

*対象者にはご案内しておりますが、届いていない場合はお手数ですがご連絡願います。

問い合わせ 教育委員会 社会教育課 生涯学習班 ☎0187(84)4915

夜7時まで利用できます! 六郷、仙南出張所

六郷出張所 (美郷町学友館)

住所 美郷町六郷
字安楽寺122番地
電話 0187-84-4904
0187-84-4040
FAX 0187-84-3763



仙南出張所 (美郷町公民館)

住所 美郷町飯詰
字北中島37番地1
電話 0187-84-4915
0187-83-2280
FAX 0187-83-2451



出張所の業務時間 午前9時~午後7時

平成22年8月の休業日

出張所の休業日 毎週月曜日

(国民の祝日にあたる場合は翌日)、12月29日から翌年1月3日



次の届出は出張所では取り扱っておりません

住所に関する届出	<input type="checkbox"/> 転入届 <input type="checkbox"/> 転出届 <input type="checkbox"/> 転居届 <input type="checkbox"/> 世帯主変更届	役場住民生活課に届出してください。
戸籍に関する届出	<input type="checkbox"/> 出生届 <input type="checkbox"/> 婚姻届 <input type="checkbox"/> 入籍届 <input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 転籍届 <input type="checkbox"/> 養子縁組届 等	役場住民生活課に届出してください。 <small>*土日祝祭日または夜間にあたる場合は役場日直または宿直に届出してください。</small>

出張所ではこのような業務を行っています

下記の証明書の発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑証明書
- 所得証明書
- 課税証明書
- 非課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 外国人登録証明書
- 身分証明書
- 合併証明書

税や使用料の収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ